

相模原市農業委員会第7回会議議事録

開会日時 令和4年10月3日 午後1時38分

閉会日時 令和4年10月3日 午後3時13分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

①	青木 齋	⑧	志村 佳男	⑮	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	⑯	菱山 喜章
③	加藤 正博	⑩	高橋 三行	⑰	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	⑱	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	19	加藤 通一
⑥	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (19番加藤通一委員)

傍聴人 0名

事務局 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高

議事録署名人 議長

.....

議席 7番

.....

議席 16番

.....

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第44号	令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
3	議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第47号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第49号	農地法第4条の規定による許可申請について
8	議案第50号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
9	議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請について
10	議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
11	議案第53号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第54号	農用地利用集積計画の決定について
13	議案第55号	農用地利用配分計画の作成について
14	議案第56号	特定農地貸付けの承認について
15	報告第35号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
16	報告第36号	非農地証明書の発行について
17	報告第37号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
18	報告第38号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第39号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第7回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、19番加藤通一委員より欠席の旨、また、17番藤村達人委員より遅刻の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、7番小林康史委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴はございません。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

濱端総括副主幹に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、令和4年8月31日から令和4年10月2日までの主な会務について報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

9月21日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、公益社団法人神奈川県農業公社と一般社団法人神奈川県農業会議の合併に係る契約書の締結についてでございます。

同日、同所におきまして農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長ほかが出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告11件となっております。

続きまして、市関係でございます。

8月31日、農業委員会第6回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第4条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、9月5日、盛土対策連絡会議が行われまして、松浦所長が出席しております。内容は盛土規制法の検討状況についてでございます。

続きまして、9月6日、決算特別委員会環境経済分科会が行われまして、斉藤事務局長が出席しております。内容につきましては、令和3年度相模原市一般会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、9月12日及び9月13日、農地利用最適化推進委員個別報告会を行いまして、それぞれ、12日に推進委員8名、13日に推進委員9名が出席しております。内容につきましては、推進委員活動記録カードの記載内容についてほかでございます。

続きまして、9月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

10番（高橋委員）

市関係の②盛土対策連絡会議ですが、いつも農地改良という名目で、盛土というか、土を入れ替えたりするので、この辺の話を聞かせていただければありがたいと思います。

議長（阿部会長）

事務局、盛土対策連絡会議の内容について、もう少し詳しく、お願いします。

事務局（松浦所長）

盛土の規制法につきましては、昨年度、熱海市で大規模な土砂崩れが発生した中で、大規模な盛土についての規制をしていくという形で、国で規制法をつくるという話が進んでおります。実際には神奈川県が主体になりまして開催した会議ですけれども、特に規制の対象になってくるのが、やはり山間地での盛土が一番のポイントになってきています。平地に関しては、この周りには、出てくるとすれば宅地の造成での規制が主な課題となっております。先ほど高橋委員からおっしゃっていただきました農地に関しては、特に規制法の中では大きく触れられている点はありませんけれども、通常どおりの規制の中では、今までどおり、県や市の条例で決められた内容で規制をかけていくような形になるのかなと思っております。今回につきましては、国の規制法の検討状況について御報告があったということで御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（阿部会長）

よろしいでしょうか。

10番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第44号 令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進

に関する意見について

議長（阿部会長）

続いて、日程2議案第44号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第44号 令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3ページから10ページを御覧いただきたいと思います。

市への意見の内容につきましては、8月26日の農政運営委員会及び8月31日の全員協議会での意見等を踏まえ、9月9日の農業委員会正副会長及び農政運営委員会正副委員長との打合せで御審議いただいたものでございます。本日は、全案文の朗読は省略させていただきます。

市への意見につきましては、本日の総会で御議決いただいた後、阿部会長、菱山副会長、高橋農政運営委員会委員長、齋藤副委員長、天野農地あっせん委員会委員長、小林副委員長の合計6名の農業委員の方から市長に提出する予定となっております。なお、日程につきましては、10月中で調整しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第44号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程2議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第45号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-5から3-6は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

收受番号3-5は、緑区上九沢に住む譲渡人が所有する農地を、中央区田名に住む譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は上九沢の畑、6筆、2,639㎡です。今後の作付は、緑肥を植えて土壌改良した後、トウモロコシの作付を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、経営農地25筆、31,493㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が300日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-6は、中央区陽光台に住む譲渡人が所有する農地を農地所有適格法人の株式会社明嶺菌が経営規模拡大のために所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は中央区田名の畑、5筆、4,914㎡です。今後の作付は、案内図北側の農地2筆で露地野菜を、南側の3筆でブルーベリーやレモンの作付を計画しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、4,450㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がございませんでしょうか。

收受番号3-5については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

この現場ですけれども、実はこのうちの1筆の南半分は雑木林の状態になっていて、

それがちょっと問題だったんですが、8月に伐採、伐根を行いまして、その費用は売主と買主が折半したという話を聞いております。伐根の痕は、大きな根は取りきっていませんけれども、小さい根は残っている。ですから、根菜類とか芋類の作付は多分来年以降だろうけれども、葉物だったら十分作付できる状態になっております。若干、木が残ってはいるんですけれども、それも柿とキウイですので、果樹だから、取りあえず残しておくという話は聞いております。ただ、恐らく、買い取る方は露地の専門家ですので、近々、伐採なのではないかと思えます。写真で見ると分かる通り、若干、材木等が置いてあるんですけれども、これは知り合いが薪として使用するので、しばらく畑で乾燥させる。ただ、その状態でなくて片づけるという話を聞いております。その片づけの作業も、新規就農者連絡会の仲間が手伝う。それで足らなければ、農協の青壮年部が応援に行くという話になっております。ですから、おかげさまで、これで雑木林が一つ優良農地に変わるのではないかと私は思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

次に、収受番号3-6については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

現在、この土地は草むらの状態です。地主さんは、お子さんもいらっしゃらないので、自分の家も売って、今、独り暮らしをされていて、結果的には、こういういいお相手がいてよかったなどは思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第45号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第46号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-7は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16ページを御覧ください。

收受番号3-7は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は中央区宮下本町の生産緑地、1筆、277㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。なお、旧相模原市域での農地の区分地上権については、宮下本町から大島方面にかけての区域が対象となる見込みです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。本件について、何か御発言がありますでしょうか。

1番（青木委員）

今、地下については説明しないということですがけれども、下にトンネルがありますよね、上に畑がある。これ、権利はこの会社のものなんですか。あと、上に何をつくっても、何でも構わないんでしょうか。下にトンネルがあるところは全部このように地上権というのをやっているんですか、やらなくてもいいんですか。

事務局（伊藤担当課長）

区分地上権というのは、その土地の上空もしくは地下を使う権利のことを言うんですね。地下に関しては、地下40mよりも深いところに関しては大深度法という法律がありまして、その下では特に権利は設定しなくていいとなっているんですけれども、40mより浅いところについては、その土地の地下を使うという権利を設定しなさいということになっています。使っていいと許可するにも、区分地上権を設定するためには、その表面が農地の場合は農地法第3条の許可が必要になります。農地部分の利用については、特に制限はございません。よろしいでしょうか。

1番（青木委員）

はい、結構です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。権利異動ということですよ。3条ということですよ。

ほかに質疑はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第46号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程6 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第47号、日程6議案第48号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

異議なしと認めます。

それでは、議案第47号、議案第48号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、2議案について説明いたします。本2案件につきましては、自宅に隣接する農地を取得する譲受人が同一となっておりますので、一括審議をお願いしているものです。

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1011は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について御説明いたします。18ページを御覧ください。

收受番号3-1011は、緑区青山に住む譲受人が、同じく緑区青山に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大により所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。下側の斜線部分2筆が本案件の申請地です。申請地は青山の畑、2筆、760㎡です。今後の作付は大豆の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、上野原市農業委員会交付の耕作証明書により、経営農地8筆、2,667㎡、適切に管理されていることを確認し、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が160日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、関連議案となります議案第48号について説明いたします。19ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1048は、相当とする理由があるので、農地法第

5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページを御覧ください。

收受番号5-1048は、譲受人が譲渡人の所有する緑区青山の農地、1筆、185㎡の所有権移転を受け、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。黒く塗りつぶした部分が本案件の申請地で、左下から雑種地と示した白抜き部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、自己住宅の敷地が手狭であり、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策としてコンクリートブロック2段及び地先ブロックを設置するとともに、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川保育園の西約250mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1011及び5-1048については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

9月24日土曜日に、地区担当の中島推進委員と現地調査へ行ってきました。4ページの案内図を見てほしいんですけども、今回、5条転用の部分については、割と木が植わってしまっていて、恐らく、ここは伐根等の類いというのを全部した上で敷地を広げるような形にはなると思うんですけども、今回、申請のある農地の部分にも割と木の部分がかかっていそうな感じで、大豆を栽培ということなので、ここら辺も全部伐根して、きれいにしてから大豆の栽培をするのかなというのが印象でした。農地の部分については全部きれいになってしまっていて、ちょっと草は伸びていたんですけども、問題なく農地として活用できるかなという印象でした。

また、畑からの距離が住宅に割と近いので、その部分は今回の譲受人の方にちょっと留意していただいて、周りに迷惑のかからないような形で事業を進めていただけたらと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第47号、議案第48号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第47号、日程6議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

藤村委員が到着いたしましたので、これより藤村委員が入っての総会となります。

日程7 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第49号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、21ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1002は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22ページを御覧ください。

收受番号4-1002は、申請人が所有する緑区长竹の農地、1筆、175㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産管理業者からの要望により、駐車場として転用するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板高さ約7.5cmを設置するとともに、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の南約150mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1002については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

一応、農地ということなんですけれども、周りに住宅が何軒もあるところで、農地転用は致し方ないかなと思われれます。敷地についてですけれども、中は草がかなりきれいに刈ってありまして、それ自体については問題ないと思ったんですけれども、一応、駐車場ということで、砂利敷きにするという解説を受けていますけれども、この砂利が道路側に流れないように留意していただければなと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第49号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更

申請について

日程 9 議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 50 号、日程 9 議案第 51 号につきましては関連議案になりますので、2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 50 号、議案第 51 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、23 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号 5-1002 は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 4 年 10 月 3 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、24 ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号 5-1002 について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 6 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。本案件は、令和 4 年 8 月 2 日付で自己住宅として転用許可を受けた農地について、事業計画の変更を行うものです。変更する箇所は、転用者の部分です。変更理由は、農地転用に係る費用について、2 名の資金で支払う予定でしたが、変更後の転用者 1 名のみの資金で支払うこととなったため、当初転用者から、単独で事業の承継、変更をするものです。農地区分は第 2 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック積み 1 段から 3 段を使用するとともに、汚水は高度処理型浄化槽で処理し、雨水は浸透ますの設置による敷地内浸透とする計画です。申請地はシュタイナー学園初等部、中等部の北約 850 m です。なお、本事業の工事は未着手となっております。

続きまして、関連議案となります議案第 51 号について説明いたします。25 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5-1049 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 4 年 10 月 3 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26ページを御覧ください。

收受番号5-1049は、譲受人が譲渡人の所有する緑区名倉の農地、1筆、161㎡を所有権移転し、自己住宅を建築するものです。現地の状況等につきましては、先ほどの説明と同様ですので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1002及び5-1049については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

9月23日に天野委員と2人で歩きました。一応、見てきたところ、周りに住宅があるんですけど別に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

許可という意味では全く問題ないんですけど、8月に許可がされていて、何でもう1回申請をしているのかというのが分かりません。

事務局（松浦所長）

藤村委員の御質問ですけれども、あくまでも許可については、最終的にどなたが転用するのかということで審議をお願いさせていただいています。当初、お二人で申請を出していたところ、転用者が替わったということで御審議をお願いしているところで、農地に関しては、当初8月に許可をさせていただいたものと同じになります。ちょっと御面倒かと思いますが、手続の中で、最終的な許可が誰に対して出るのか、それによって登記上の問題がありますので、確実に農業委員会で許可ができるようにということで審議をお願いしているところであります。よろしくお願いいたします。

17番（藤村委員）

こうなっているという話の流れは分かったけど、要するに、こんなことをやろうとすると、1回取下げとか、そういうことをしなければ、8月2日に、もう農地ではないって話は済んでしまっているわけだから、もう1回引き継ぐんだったら、何かやらなければいけないのではないですか。

事務局（松浦所長）

そのために御審議をお願いして、事業計画変更ということで提案させていただいているものです。事業については、当然、土地もそうですけれども、所有者、転用者、それぞれが違っている、あるいは転用目的が変わったとか、今度は農地が広くなったとか、そういうことに関して皆さんに御審議をお願いしているところですので、そこは御理解いただければと思うんですけども。

議長（阿部会長）

これはこの後、手続的には所有者は地目変更なり何なりをするということになります。が、その際に、2人の名義になっていたものが1人なんです。

17番（藤村委員）

それは分かった。

議長（阿部会長）

ですから、この内容を再度審議をして、行政処分の内容を2人だったものを1人にするというのが今回の行政処分の決定なんですね。その決定をお願いするということであるものですね。ですから、やり直したということです。1回取下げをしてということではなくて、それを変更して、事務手続上、こういうことができるということがありますので、その中にのっとして進めている、こういうことですね。

17番（藤村委員）

たまたま次の審議会のときに議案となっているのであれだけども、例えば5年後とか、そういうことになっても同じことなんですか。

議長（阿部会長）

5年後であっても、行政処分の効果というんですか、それが2人の名義になっていて、それを1人に直すということはできないわけですね。ですから、1人に直さなければいけないわけですので、それを今ここでやっている。その効果を1人に直すとなれば、5年後でもやるようになると思いますね。

では、事務局、説明を。

事務局（松浦所長）

基本的には、今、会長がおっしゃっていただいたとおりですけれども、事業としては、私、先ほどもちょっと口述で申し上げましたけれども、着手前ということが条件になります。着手してしまうと、それは一旦取消しという話も出てくるかもしれないですけれども、現状、まだ事業に着手していないということで、変更を受けながら、正式に許可をしていこうということで、今回、御審議をお願いしているということで御理解いただければと思うんですが。

17番（藤村委員）

そうしますと、8月1日に許可して、農業委員会の手を離れた。農地でなければ、関わることはないと思うのですが、これはまだ生きているということなんですね、着手していなければ農業委員会の管理が生きている。

事務局（松浦所長）

はい、そのとおりです。許可を出すかもしれないですけれども、最終的に事業が終了していませんから、それまでの間は、こちらのほうはまだ管理が続くということで御理解いただければと思います。特に今回の場合は自己住宅ですから、建ち上がって、完了検査というのがあります。そこで初めて農業委員会の手が離れるということになるのでございます。

17番（藤村委員）

はい、理解しました。

事務局（松浦所長）

よろしく願いいたします。

18番（天野委員）

ただいまの件ですが、藤村委員は、現地調査に2回行ったことを言ったのではなかろうかと思うんですね。1回許可を出せば、許可の変更だから、面積とかが変わらないで名義人だけの変更でしたら、現地調査へ2回も行かなくていいのではないかという疑問

をそのとき感じましたけど、そういうこともひとつ検討をお願いします。

議長（阿部会長）

地区担当委員さん、本当にお疲れさまでございました。

今、お二人の委員さんから御発言がありましたとおり、本当に最近、許可を出して、決定したところですので、この辺のところは事務局によく精査していただいて、今後、割愛できるところは割愛するというところで進めていただきたいと思います。事務局よろしいですか。

事務局（松浦所長）

はい。

議長（阿部会長）

では、そんなことで進めていきますので、どうぞよろしくをお願いします。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第50号、議案第51号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第50号、日程9議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程10議案第52号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、27ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-14から5-15及び5-1044から5-1047は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-15については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和4年10月3日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、28ページを御覧ください。

收受番号5-14は、賃借人の東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人が所有する中央区上溝の農地、1筆、320㎡を借り受け、資材置場及び駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、電気事業を営んでおり、管路新設工事に伴う工事用の資材置場及び駐車場として一時転用するものです。一時転用期間は、許可後、令和4年12月1日から令和9年7月31日までです。当該地は現在、不耕作ですが、復元後は、タマネギなどの露地野菜を作付予定となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、工事用パネル高さ3mを設置して土留めをする計画です。雨水については、敷地内は厚さ2.2cmの鉄板を敷き、周囲を砕石敷きとし、敷地内浸透とする計画です。申請地はJR相模線番田駅の北西約230mです。

続きまして、收受番号5-15は、賃借人の東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人が所有する中央区上溝の農地、5筆、4,881㎡のうち3,305.46㎡を借り受け、工事用地及び資機材置場等として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種及び第2種農地です。申請理由としましては、現在、電気事業を営んでおり、管路新設工事に伴う工事用地及び資機材置場として一部を一時転用するものです。一時転用期間は、許可後から令和4年12月1日から令和9年7月31日までです。当該地は現在、耕作をしておりますが、北相模変電所の前という立地と、工事に必要な広さの確保に最適であることから、貸出人から快諾をいただき、選定されております。工事終了後の農地復元については、地力回復のため、緑肥を栽培し、その後、キュウリ、トマト、山芋などの季節に応じた作付をする予定となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、工事用パネル高さ3メートルを設置して土留めする計画です。雨水については、敷地内排水溝を設置し、浸透ますにて流動し、処理する計画となっております。申請地は市立夢の丘小学校の北東約420mです。

なお、本件は神奈川県農業会議ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。引き続き、29ページから30ページを御覧ください。

收受番号5-1044は、譲受人である株式会社飯田産業が、譲渡人の所有する緑区吉野の農地、3筆、239.19㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、1区画の宅地造成をするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段から3段を設置するとともに、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野診療所の東約1,010mです。

続きまして、收受番号5-1045は、譲受人である株式会社都木材緑化が、譲渡人の所有する緑区城山4丁目の農地、2筆、884㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、林業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土砂等の流出等の防止を兼ね、土留め鋼板を設置するとともに、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は若葉台カタクリ公園の西約420mです。

続きまして、收受番号5-1046は、借受人である株式会社山本組が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、1筆、1,071㎡のうち337.67㎡に賃借権を設定し、駐車場及び現場事務所として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、下水道整備工事に係る現場事務所及び駐車場として一時転用するものです。なお、一時転用の期間ですが、許可予定日は本件議決後の10月5日、終期は令和5年4月5日、期間は6か月間です。隣接地との土地区画の明確化については、単管ロープ柵を設置するとともに、隣地への土砂、雨水等の流出防止策は、素掘り側溝及び集水ますを設置して処理する計画です。申請地は市立串川保育園の北東約610mです。

続きまして、收受番号5-1047は、譲受人である株式会社末徳が、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、2筆、1,857㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、金属リサイクル業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板高さ3mを設置するとともに、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は小島歯科医院の北西約970mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

收受番号5-14及び5-15については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7番（小林委員）

9月29日に見てまいりました。

まず、5-14ですけれども、こちらは県道沿いの畑です。320㎡ということで狭いんですけれども、いつもきれいにしている状態で、見に行ったときも、草1本ないくらいきれいに管理しております。一時転用で資材置場と駐車場ということで、令和9年7月31日、5年ぐらいありますけれども、その後、また畑に戻すということです。

そこから1キロぐらい下がったところが5-15の場所になります。こちらでも県道沿いから1本道を入ったところですが、かなり広い農地です。また、現在、ヤマトイモが植わっていたり、良好に管理している畑であります。県道から右に5mぐらい入ったところから工事車両の出入りがあるということですが、前の道幅も広いので、出入りに関しては問題ないと思います。一時転用後に畑に戻すということですけれども、30cmぐらい畑の土を取りまして、それを一時、別の場所へストックしておきまして、転用が終了次第、その土を戻すということでもあります。工事もかなり大々的ですし、期間も5年という長い期間ですけれども、転用後はきちんとした農地に戻してもらえればと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1044については、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

先月の23日に、加藤委員と申請書を基に現場調査を実施いたしました。申請書類及び事務局の説明、私たちの現場調査の結果、許可相当と認めましたので、御報告いたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1045及び5-1047については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番（西東委員）

9月24日に、5-1045並びに5-1047を現地調査してまいりました。

まず、今、画面にあるのは5-1045の図ですけれども、今、申請地は不耕作になっておりまして、計画では、土留めとか、先ほど事務局も説明されていましたが、鋼板で囲むなど、隣地との関係もしっかりと計画されておりまして、特に問題はないと見てまいりました。転用はやむを得ないと考えます。5-1045は以上です。

続きまして、5-1047について報告させていただきます。申請地の周囲には、既に重機とか、土木等の関係の会社が建ち並んでおりまして、農地としては大変不自由な環境になっております。転用はやむを得ないと考えております。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1046については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

場所については、主要道路から一段上がった信玄道という道に面したところになるんですけども、ここの場所は、1段上がったような形になっていて、案内図を見ていただくと分かると思うんですけど、この1番のところに多分切れ込みを入れて上るような形で中に入っていきような感じに駐車場が設置されると思います。信玄道はちょっと細いんですけども、抜け道みたいになっていて、割と交通量が多いところですので、交通に関して留意して事業を進めていただければと思います。

そして、今回の申請のあった後ろ側、多分、同じ敷地ですけども、後ろは林みたいになっていて、割と傾斜があります。こちらからの雨水の流出については注意していただければと思います。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございますか。

2番（齋藤憲一委員）

5-1047について、案内図12ページの斜線で、今申請が出ている手前側に、4つか5つ、四角形が並んでいますけど、これは、たしか住宅ではないですよ、物置みたいなのを造ってあるということですかね。

事務局（松浦所長）

特に名称は入っていないですけども、実際には資材置場として使われています。今、スクリーンを見ていただいていますけども、右手が該当のところになります。3m程度の鋼板鉄板で囲われていて、その中は資材置場ということで、おっしゃっていたとおり、倉庫類が建っているということで御理解いただければと思います。

2番（齋藤憲一委員）

隣側もずっと資材置場でしたか。

事務局（松浦所長）

そうです。

2番（齋藤憲一委員）

斜線の申請のところは、その区切りは、かなり高い鉄板か何か、擁壁をつくりませんか。

事務局（松浦所長）

そうです。

2番（齋藤憲一委員）

金属リサイクルだから、そういう仕事の方が申請しているから3mの鋼板で全部囲うんですか。

事務局（松浦所長）

はい、囲う予定になっています。

2番（齋藤憲一委員）

そうですか。この手前側も、業者は違うけど、似たような業者がずっと入っているから、早く言えば、そこともめごとが起きないように高い鉄板を立てるということだね。

事務局（松浦所長）

はい、おっしゃるとおりだと思います。

2番（齋藤憲一委員）

そうですか、分かりました。結構です。

事務局（松浦所長）

もう1点だけ、補足で申し訳ありません。北西側のところに、まだ畑が一部残っていますけれども、そちらに関しましてはパンチングの入った板を設置するという事で、なおかつ、隣接地の所有者の方からは承諾書を頂いているという確認は取らせていただいております。

以上です。

2番（齋藤憲一委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第52号については、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 1 議案第 5 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3 1 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 4 - 2 9 から 4 - 3 1 及び 4 - 1 0 1 7 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 4 年 1 0 月 3 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3 2 ページから 3 3 ページを御覧ください。

整理番号 4 - 2 9 は、期間満了に伴う更新の申請です。所有者の相続手続の都合により、この時期に行われたものです。案内図は 1 3 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 3 か月、件数は 1 件で、2 筆、面積は合計 2, 2 2 4 m²です。

整理番号 4 - 3 0 は、令和 4 年 9 月に新規就農者認定を受けた耕作者が新たに利用権設定をするものです。案内図は 1 4 ページを御覧ください。契約期間は 2 年 3 か月、件数は 1 件、3 筆で、面積は 7 9 1 m²です。なお、本件の耕作者については、南区での経営規模拡大を希望しており、志村委員や営農センターの職員に候補地等について相談に乗っていただいております。

整理番号 4 - 3 1 は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 1 5 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 3 か月、件数は 1 件で、1 筆、面積は 7 9 1 m²です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の 1 件について説明いたします。引き続き、3 3 ページを御覧ください。

整理番号 4 - 1 0 1 7 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 1 6 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 3 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 1, 1 9 0 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第53号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程11議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 5 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きますして、日程 1 2 議案第 5 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3 4 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 4-3 2 から 4-3 6 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 4 年 1 0 月 3 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3 5 ページから 3 6 ページを御覧ください。案内図は 1 7 ページから 1 9 ページです。

整理番号 4-3 2 から 4-3 6 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 5 件で、7 筆、面積は合計で 1 1, 5 9 1 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 5 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 議案第 5 5 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 3 議案第 5 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、37 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 5 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 4-25 から 4-28 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 4 年 9 月 9 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 4 年 10 月 3 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、38 ページから 39 ページを御覧ください。案内図は 17 ページから 19 ページを御覧ください。

整理番号 4-25 から 4-28 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 4 件、11 筆で、面積は 15,357 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第 5 5 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 3 議案第 5 5 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 議案第 5 6 号 特定農地貸付けの承認について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 4 議案第 5 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、40 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 6 号 特定農地貸付けの承認について。別紙特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請收受番号 1 4 - 3 から 1 4 - 7 は、適切と認められるので、同法第 3 条第 3 項の規定に基づき承認するものとする。令和 4 年 1 0 月 3 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、41 ページから 42 ページを御覧ください。案内図は 20 ページから 22 ページを御覧ください。

收受番号 1 4 - 3 から 1 4 - 7 の 5 件は、いずれも南区下溝にお住まいの方が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設するための申請です。申請地は中央区田名の畑、1 筆、中央区上溝の畑、2 筆、中央区水郷田名の畑、4 筆で、合計 7 筆、合計面積は 3,232 m²です。備考欄にあるとおり、約 100 m²から 150 m²の区画を 26 区画、貸付期間は 1 年、賃料は 1 区画年間 2 万円、募集方法はチラシ及び看板による計画となっております。

農家が市民農園を開設する場合は、貸付けルールを定めた貸付規程及び農地の管理方法や実施状況の報告等について定めた相模原市長との協定の締結が必要であり、それらが申請書と共に提出されております。

特定農地貸付けの要件といたしましては、区画の面積が 10 アール、1,000 m²未満の貸付けであるか、営利を目的としない農作物の栽培であるか、貸付期間が 5 年を超えていないかなどであり、申請書類及び現地調査により要件を満たしていることを確認しており、承認相当であると判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第56号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程14議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

日程15 報告第35号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程16 報告第36号 非農地証明書の発行について

日程17 報告第37号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程18 報告第38号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程19 報告第39号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

引き続きまして、報告案件に移ります。

報告案件につきまして、事務局からの補足説明はありますか。

事務局（伊藤担当課長）

特にございませぬ。

議長（阿部会長）

委員皆様から質疑はありますか。

1番（青木委員）

非農地証明の発行ですけれども、昔は進んでたくさん出していたみたいですが、近年は、申請したときに初めてここは非農地なのでそれを解除しないと4条、3条が通りませんというのがすごい多いんですよ。また、非農地証明、新しいのが出たから、3条、4条の申請をしたら、ここは違反していたから、ここを直さないと書類が通りませんと。証明を出したときに初めて分かっているのか、それとも知っているのかどうか。事務局では、ずっと今の状態で行くんですか。あるいは、申請して、ここは違反しているので、非農地証明を書いて証明しないと4条は通りませんというようなパターンがずっと続いているんですよ。事務局、どうですか。

事務局（松浦所長）

青木委員の御質問ですけれども、非農地に関しましては、県で運用指針を定めている中で、農地法の適用を受けない土地に係るものということで証明を出させていただいています。確かに、今は転用あるいは農地の所有権移転等に伴って申請を出されるケースは多いのかなど。実際に、この運用指針の中でも、当該土地が申請時から過去10年間、違反転用として追及されていないということの中で、過去10年間の状況を見ながら証

明書を発行させていただいていますけれども、結局のところ、違反転用として追及されていない、今後も追及される見込みがないという基準の中で、非農地を出させていただいています。これについては利用状況調査等にも関わってくるのかと思いますけれども、実際に農地として使っていただくのが本来の形であって、農地を農地として使っていただく、それをほかのものに転用してほしくないという中で、ただ、10年間、追及ができなかったということで、非農地として判断をせざるを得ないというようなことでやらせていただいています。確かにおっしゃるとおり、近年は申請があれば、その場で見に行くという形にはなっていますが、中には財産整理などをするとき、非農地として、農地として見ることができない土地について判断させていただくケースも増えています。国からも、山林等については農地から外せというような指導も来ている中で、今後は、今の出し方というよりは、積極的に委員さんなり推進委員さんで見させていただく中で、非農地として判断する部分も出てくるのかなと事務局では考えています。実際、現在のところは、なかなか違反転用として追及できていないのが現状かなと思っています。

以上です。

議長（阿部会長）

なかなか難しいところですね。

ほかにありますか。

議長（阿部会長）

今、青木委員からお話があったところでも、私の知る限りでは、農振農用地ではあり得ないですね。それ以外の3種農地とか、そういうところによって、それから、山間、谷間、こういうところがなかなか難しい要件になっている、こういうところが残っているということがあるのではないかと思います。

それでは、日程15報告第35号から日程19報告第39号について、御発言がございましたらお願いします。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程15報告第35号から日程19報告第39号を終わります。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第8回総会は、令和4年10月31日月曜日、午後1時30分から開催する予定です。場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第7回総会を終了いたします。